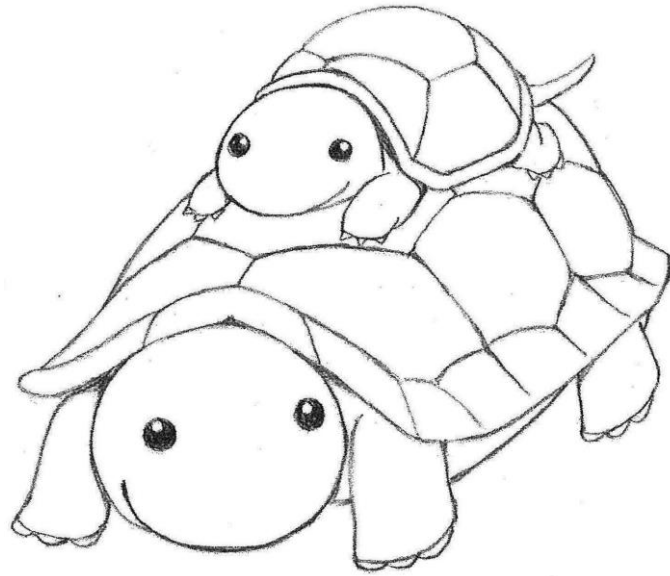




株式会社 エルチェ

発達療育 レンテ市川





◎発達療育 レンテとは、こんなところです。

会社名	株式会社 エルチェ
代表者	今井 良行
本社	千葉県市川市富浜2丁目12-18K I Yビル2階
事業所名	発達療育 レンテ市川
所在地	千葉県市川市平田2-22-5
事業開始日	平成25年10月1日
利用定員	1日10名程度
対象者	原則、障害児通所給付費(児童発達支援)の給付決定を受けている方の中から、 <u>ご家族の送迎</u> が可能な方が対象となります。
利用年齢	～6歳(未就学児)
基本営業時間	月・火・水・木・金・土・日 午前10時～午後6時(内90分～120分程度)
休日	年末年始(12月29日～1月3日)
TEL	047(712)5691(レンテ市川) 047(306)0351(エルチェ本社)
FAX	047(712)5692
E-Mail	lenteichikawa@elche.co.jp
ホームページ	http://www.elche.co.jp





<レンテ・・・名称の由来>

レンテはラテン語で『ゆっくり』という意味です。ローマ帝国の初代皇帝アウグストゥスの座右の銘とも言われている格言、『Festina lente (フェスティーナ・レンテ)』からとりました。直訳すると『ゆっくり急げ』、意識すれば、「良い結果により早く到るためにはゆっくり行くのがよい」という意味になります。アウグストゥスはこの言葉を胸にその後『パックス・ロマーナ (人類史上もっとも幸福な時代)』という言葉で表現されるような、空前の大帝国の礎を作りました。

私達はゆっくりと成長する、発達が気になるお子様の、着実な成長に貢献することを使命として、この名前に恥じない効果を目指し、療育技能の向上に努めます。

<ABA (応用行動分析) とは>

- 行動の法則性を明らかにする基礎学問「行動分析学」から派生した心理学です。
- 行動の原因を「心の中」ではなく、「個人と環境の関わり」に求めるため、科学的・客観的な分析と解決法の発見に適しています。
- お子様が好きむ遊びや活動を使用し、モチベーションを高めた状態で療育を行うことで、効率的に適切な行動の学習を促すことができます。

<設立理由>

- 発達障がいには効果が高いと言われるABA (応用行動分析) に基づいた療育は、非常に高価で利用したくてもできない状態が続いています。当事業所では公的福祉制度を利用することで、利用者の負担を減らすことができます。



- ABA療育を行なうセラピストは、専門スキルを要することから社会からのニーズに比べ、人員が非常に少ないのが難点です。当事業所の職員はABA療育コンサルタントから課せられる厳しい研修をクリアすることで、高いサービスを維持しています。

以上のことから当事業所は、多くの発達障がいを抱えるお子様・保護者様に、ABAに基づいた質の高い療育を安価に提供することを目指しています。

<ABA療育が有効なお子様の対象像>

ABA（応用行動分析）に基づいた療育は、**発達障がい**をかかえるお子様の症状改善に高い効果を示すことが、国内外の研究で明らかになっています。

<発達障がいとは？>

発達障がいとは広汎性発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群、レット障がい、小児期崩壊性障がい等)、注意欠陥多動性障がい、学習障がいを含んだ発達に遅れのある症状の総称です。

110人に1人が自閉症であると言われており、診断されていない軽度の方を含めると更に多くなります。



<方針>

1. ABAに特化した療育を行いません。
2. 原則、ご家族に送迎をお願いしております。
3. 療育の効果を最大限にするため、少なくとも週3回程度以上通っていただくことが望ましいです。
4. サービス提供実施区域は主に市川市とその近隣市区町村となっておりますが、ご家族での送迎が可能ならばその他地域からでもご利用いただけます。
5. 保護者様にもわかりやすく、模倣しやすい指導を行います。

◎サービス内容(予定)

※ サービス内容は、当事業所を利用する児童たちの人数・ニーズ等により、大きく変更する場合があります。

- 基本的な生活習慣の獲得を目指します。
 - ① 言語やコミュニケーション
 - ② 日常生活動作
 - ③ 社会の中で人と交わり、共に生活していくために必要なスキル（ソーシャルスキル）
- 個別療育を中心に、お子様の発達に合わせた療育を行います。
 - ① お子様の個別療育
 - ② 集団トレーニング
 - ③ 保護者トレーニング
 - ④ シャドウトレーニング（新制度移行後検討）
- 一人ひとりの個性を尊重して、苦手分野を克服しつつ、得意なことを見つけ、伸ばしていく方針です。そのために個別支援計画を立てます。



<サービス利用の流れ>

- ① 利用相談（レンテ）：利用方法や利用者の状態等についてお話を伺います。

↓

- ② 見学・面談（レンテ）：事業所内を見学していただき、当事業所サービスの詳細説明や、利用希望日・利用可能日数等の調整を行います。

↓

- ③ 支給申請（行政）：市区町村役所にて申請を行います。

↓

- ④ 給付決定・受給者証交付（行政）：給付決定には聞き取り等調査があります。また療育手帳がない場合には、医師の意見書等が必要となる場合もあります。

↓

- ⑤ 契約（レンテ）：当事業所と契約の手続きを行います。受給者証・印鑑が必要になります。

↓

- ⑥ サービスの利用開始





Memo